

公共建築工事費積算基準

(公表用)

平成22年度（8月16日改訂）

愛知県建設部

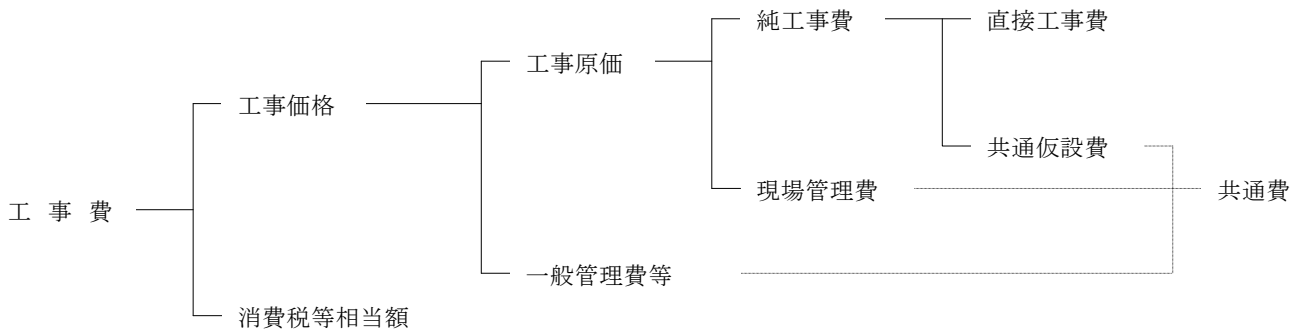
目 次

第1節 工事費の積算（一般）	1
1-1 工事費の構成	
1-2 工事費の積算に係る適用基準等	
第2節 工事費の積算（共通費）	2
2-1 共通費	
2-2 共通費率に基づく共通費の算定（公共住宅工事）	
2-3 共通費率に基づく共通費の算定（公共建築工事）	

第1節 工事費の積算（一般）

1-1 工事費の構成

(1) 工事費の構成は、次のとおりとする。



※ 消費税及び地方消費税相当額

1) 消費税及び地方消費税相当額は、工事価格に消費税率を乗じて得た額とする。

2) 工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当分を含まないものとする。ただし、見積り等において消費税を含んで表示される場合は、当該額に105分の100を乗じて得られた額を、積算に使用する材料等の価格等として扱うものとする。

※ 工事価格は原則として千円単位以上とする。

(2) 工事費は、消費税抜きの価格で積算した工事価格に、5%の消費税及び地方消費税相当額を加算して設定する。

1-2 工事費の積算に係る適用基準等

工事費の積算は、公共建築工事積算基準、公共住宅工事積算基準及び全国自治体等で統一的使用されている基準等に準拠する。

第2節 工事費の積算（共通費）

2-1 共通費

- (1) 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。
- (2) 共通仮設費及び現場管理費は、費用を積み上げにより算定するか、共通費別紙1及び2に示す直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）または純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）に、積み上げによる共通仮設費または現場管理費を加算し、これを一式で表示する。

共通仮設費 = (直接工事費 × 共通仮設費率) + 積み上げによる共通仮設費

現場管理費 = (純工事費 × 現場管理費率) + 積み上げによる現場管理費

- (3) 一般管理費等は、共通費別紙1及び2に示す工事原価に対する比率により算定する。契約保証費については、必要に応じて算定された一般管理費等率に0.04%加算する。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率

- (4) 設計変更における共通費

共通仮設費及び現場管理費については、積み上げにより算定した場合は設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は設計変更においても比率により算定する。

また、設計変更を行う場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等（以下「各共通費」という。）は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の各共通費を求め、当初発注工事の各共通費をそれぞれ控除した額とする。

ただし一般管理費等は、設計変更において契約保証費にかかる補正を行わない。

変更工事の各共通費 = $(A+B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$

A …… 当初発注工事の金額※

B …… 変更工事の金額※

α_a …… Aの額に対する各共通費率

$\alpha_{(a+b)}$ …… 変更工事の内容を当初発注工事に含めた額に対する各共通費率

※「金額」は以下を示す。

各共通費が共通仮設費の場合 …… 直接工事費

各共通費が現場管理費の場合 …… 純工事費

各共通費が一般管理費等の場合 …… 工事原価

(5) 各共通費率は、共通費別紙1及び2によるものとし、工事種別ごとの適用については、原則として下記に示す表2-1-1及び表2-1-2による。

表2-1-1 公共住宅工事における共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(住-仮-)							現場管理費(住-現-)							一般管理費等(住-一般-)				
	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	
(1)建築工事																			
① 建築工事	新営																		
	○							○								○			
	改修																		
	○							○								○			
② 外構工事					○								○						○
③ 敷地整備工事					○								○						○
(2)設備工事																			
① 電気設備工事	新営																		
		○							○								○		
	改修																		
		○							○								○		
② 給排水工事	新営																		
			○							○								○	
	改修																		
			○							○								○	
③ エレベーター工事(昇降機設備工事)				○							○							○	
④ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)			○							○								○	
⑤ テレビ電波障害改善工事						○							○				○		
(3)その他の工事																			
① 取壊し工事							○							○	○				
② 植栽植樹工事							○							○	○				

表2-1-2 公共建築工事における共通費率

工事名称(工種)	共通仮設費(営-仮-)									現場管理費(営-一般-)									一般管理費等(営-一般-)				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	
(1)建築工事																							
① 建築工事	新営																						
	○									○										○			
	改修																						
		○									○										○		
② 整備工事		○									○										○		
③ 環境整備工事		○									○										○		
④ 汚水処理施設工事(躯体)		○									○										○		
⑤ アスベスト対策工事		○									○										○		
(2)設備工事																							
① 管工事	新営																						
					○									○								○	
	改修																						
					○									○								○	
② 空調工事(冷暖房設備工事)	新営																						
					○									○								○	
	改修																						
					○									○								○	
③ 電気設備工事	新営																						
		○									○										○		
	改修																						
		○									○										○		
④ エレベーター工事(昇降機設備工事)							○									○						○	
⑤ 汚水処理施設工事(躯体を除く設備)						○									○							○	
⑥ テレビ電波障害改善工事			○									○									○		
⑦ 公共下水道接続工事					○										○							○	
(3)その他の工事																							
① 取壊し工事(撤去工事は含まない)								○									○			○			
② 植栽植樹工事								○									○			○			
③ 舗装工事(アスファルト)								○									○			○			
④ 防水改修工事								○									○			○			
⑤ 建具取替工事								○									○			○			
⑥ 敷地造成工事									○									○					○

(6) 本節に記載のない事項については、原則として公共建築工事積算基準及び公共住宅工事積算基準等に準じ、各工事の施工条件を考慮して個別対応とする。

2-2 共通費率に基づく共通費の算定（公共住宅工事）

(1) 用語の定義

「特殊工事費」とは、一般的な工事内容に共通して存在するとは限らない工事で、請負者の現場での関わりが比較的少なく、共通仮設費及び現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。

(建築工事)

- ① 鉄骨工事の工場製作費(工場加工組立費、工場溶接費、工場塗装費、運搬費)
- ② 建設発生土、解体発生材等の処分費(運搬費を除く)
- ③ 有料道路の通行料金

(電気設備工事)

- ① 発電機設備工事(機器費、運搬費、据付け費、試運転及び調整費)
- ② 圧送給水装置設備工事(同上)
- ③ 中央監視制御設備工事(同上)
- ④ 特別高圧受変電設備工事(同上)
- ⑤ 電話交換機設備工事(同上)
- ⑥ 駐車場管制設備工事(ゲートを含む)(同上)
- ⑦ 宅配ボックス設備工事(同上)
- ⑧ テレビ電波受信障害防除設備工事における電柱共架料、道路占有料及び補償料(架上げ費用)

(機械設備工事)

- ① 空気調和機器設備工事費(機器費、運搬費、搬入・据付け費、試運転調整費等を含む)
- ② 機械式駐車装置設備工事費(同上)
- ③ 現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事費(同上)
- ④ 機械式ごみ貯留装置設備工事費(同上)

「その他工事(公住)」は次を標準とする。

(建築工事)

- ・ 造園工事(種目で造園工事として扱われる項目全て。)
- ・ 取り壊し工事(アスベスト含有建材処理工事を除く。)

(2) 共通仮設費

(ア) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表2-2-1及び表2-2-2とする。

表2-2-1 建築工事及び屋外整備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理、その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍※、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、揚重機械器具、雑機械器具)に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

※ 屋外整備工事のみ

表2-2-2 電気設備工事及び機械設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等。ただし、本受電後の基本料金を除く。
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(イ) 特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の共通仮設費} = A \times \alpha$$

A …… 特殊工事費を含まない直接工事費

α …… Aの額に対する共通仮設費率

(ウ) 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費

建築工事と、電気設備工事(屋外含む)、機械設備工事(屋外含む)及び屋外整備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

1) 建築工事を含む場合

$$\text{総合発注工事の共通仮設費} = A_1 \times \alpha_1 + \sum A_n \times \alpha_n$$

2) 建築工事を含まない場合

$$\text{総合発注工事の共通仮設費} = \sum A_n \times \alpha_n$$

A_1 …… 建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費

A_n …… 設備工事の特殊工事費を含まない各工事の直接工事費

α_1 …… A_1 の額に対する共通仮設費率

α_n …… 総直接工事費の額に対する各工事の共通仮設費率

(総直接工事費とは各工事の特殊工事費を含まない直接工事費の合計)

※ 受水槽と同一構造のポンプ室は建築工事と見なさない。

(エ) 複数棟の共通仮設費

同一工区に複数の棟が混在する場合の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{複数棟の共通仮設費} = \sum A_n \times \alpha_n$$

A_n …… A_n 棟の特殊工事費を含まない直接工事費

α_n …… A_n の額に対する共通仮設費率

(3) 現場管理費

(ア) 特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} = A \times \alpha$$

A …… 特殊工事費を含まない純工事費

α …… A の額に対する現場管理費率

(イ) 総合発注(一括発注)工事の現場管理費

建築工事と電気設備工事(屋外含む)、機械設備工事(屋外含む)及び屋外整備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の現場管理費} = \sum A_n \times \alpha_n$$

A_n …… 特殊工事費を含まない各工事の純工事費

α_n …… 総純工事費の額に対する各工事の現場管理費率

(総純工事費とは各工事の特殊工事費を含まない純工事費の合計)

(4) 一般管理費等

(ア) 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A+B) \times \alpha$$

A …… 特殊工事費を含まない工事原価

B …… 特殊工事費

α …… $(A+B)$ の額に対する一般管理費等率

(イ) 総合発注(一括発注)工事の一般管理費等

建築工事と電気設備工事(屋外含む)、機械設備工事(屋外含む)及び屋外整備工事の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、次式により算定する。

なお、主たる工事の直接工事費と比較して、その他の工事の直接工事費の占める割合が軽微な場合は、主たる工事の単独発注工事扱いとすることができる。

$$\text{総合発注工事の一般管理費等} = \sum A_n \times \alpha_n$$

A_n …… 各工事の工事原価

α_n …… 総工事原価の額に対する各工事の一般管理費等率

(総工事原価とは各工事の特殊工事費を含まない工事原価の合計)

(ウ) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)における資力確保措置のための費用として、別途一般管理費等を算定する。

2-3 共通費率に基づく共通費の算定（公共建築工事）

(1) 用語の定義

「その他工事(公建)」は次を標準とする。

(建築工事)

- ・ 特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事
- ・ 造園工事(種目で造園工事として扱われる項目全て。)
- ・ 舗装工事(種目で舗装工事として取り扱われる項目全て。ただし、土工、縁石、側溝、排水ます、排水管は一般工事とする。)
- ・ 取り壊し工事(アスベスト含有建材処理工事を除く。)
- ・ 防水改修工事(専門工事業者等による場合)
- ・ 建具取替工事(専門工事業者等による場合)

(電気設備工事)

- ・ 電波障害防除設備工事

(機械設備工事)

- ・ さく井設備工事
- ・ し尿浄化槽設備工事(現場施工型)
- ・ 特殊空調設備(恒温恒湿、クリーンルーム等)
- ・ 雨水・排水再利用設備
- ・ 厨房排水除外設備
- ・ 循環ろ過設備(浴槽、プール等)
- ・ 廃水処理設備
- ・ ゴミ処理施設
- ・ 輸送設備
- ・ 機械式駐車設備
- ・ 特殊ガス設備
- ・ 実験機器(実験台、実験流し、ドラフトチャンバー、スクラバー等)
- ・ 医療器具設備

(2) 共通仮設費

(ア) 当該共通仮設費率に含まれる内容は、表2-3-1及び表2-3-2とする。

表2-3-1 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理(新営の場合)、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所(敷地内)、現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表2-3-2 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所(敷地内)、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

(イ) 監理事務所を設けない場合の補正

建築工事において監理事務所を設けない場合は、共通仮設費率より次表の補正値を減ずる。ただし、改修工事等で既存施設を監理事務所等に利用する場合は、現状復旧等に関する費用を考慮し補正を行わない。

監理事務所を設けない場合の補正値

新営・改修工事の別	100未満	100～500未満	500～2000未満	2000以上
新築工事	0.50	0.26	0.13	0.10
改修工事	0.12			

※ 改修工事は、アスベスト対策工事を含み、取壊し単独発注工事を除く。

(ウ) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、以下の補正を行う。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを鉄骨以外の一般工事の純工事費に加えた上で、鉄骨工事の純工事費、鉄骨以外の一般工事の純工事費として区分する。

$$\text{共通仮設費} = \{P(A) \times (Kr(AB) \times 0.9)\} + \{P(B) \times Kr(AB)\}$$

P(A) …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の直接工事費

P(B) …… 鉄骨以外の一般工事の直接工事費

Kr(AB) …… (P(A) + P(B))に対応する共通仮設費率

補正対象は以下とおりとす。

- S造及びSRC造(新築)、鉄骨による耐震改修工事等
鋼材費、工場加工費、鉄骨運搬費、工場塗装、建て方費(揚重機械器具費を除く)、フラットデッキ(S造に限る)、鉄塔、その他鉄骨工事に付帯するもの等
- RC造(新築)
体育館、倉庫、格納庫等における屋根部の鉄骨工事費
(鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等を除く)

(エ) 共通仮設費の算定対象外工事

建築工事の発注において、以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用と一般工事の直接工事費との合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、これらの費用については、共通仮設費を算定しない。

- ・ 一般工事に仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料
- ・ 湧水等の処分費用
- ・ 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等

$$\text{共通仮設費} = P(A) \times Kr(AB)$$

P(A) …… 上記工事を除く直接工事費

P(B) …… 上記工事の直接工事費

Kr(AB) …… (P(A) + P(B))に対応する共通仮設費率

(オ) その他工事(公建)を一括して発注する場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常建物本体工事(以下「一般工事」という。)にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により一般工事の共通仮設費を算定し、その他工事(公建)ごとの直接工事費に対応する共通仮設費率によりその他工事(公建)の共通仮設費を算定する。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを一般工事の純工事費に加えた上で、一般工事の純工事費、その他工事(公建)の純工事費として区分する。

$$\text{共通仮設費} = (P(A) \times Kr(AB)) + (P(B) \times 0.01) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

P(A) …… 一般工事の直接工事費

P(B) …… その他工事の直接工事費

Kr(AB) …… (P(A) + P(B))に対応する共通仮設費率

(カ) 労務比率の著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、当該工事の直接工事費に該当する共通仮設費率に0.9を乗じて共通仮設費を算定する。

(キ) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合

新営工事と改修工事を一括して発注する場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対するそれぞれの共通仮設費率により、新営工事及び改修工事それぞれの共通仮設費を算定し、積み上げによる共通仮設費を加算する。

なお、積み上げにより共通仮設費がある場合には、これを主たる工事の純工事費に加えた上で、新営工事の純工事費、改修工事の純工事費として区分するものとする。

(ク) 建築工事と設備工事の総合発注(一括発注)の場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかを一括して発注する場合、比率により算定する部分は工事ごとの直接工事費に対応する各工事の共通仮設費率により算定する。

なお、各工事ごとに積み上げによる共通仮設費がある場合には、これを各工事ごとの比率による純工事費に加えた上で、各工事ごとの純工事費として区分するものとする。

$$\text{共通仮設費} = \Sigma (P(A_n) \times Kr(A_n)) + \text{積み上げによる共通仮設費}$$

$P(A_n)$ …… 各工事の直接工事費
 $Kr(A_n)$ …… $P(A_n)$ に対応する共通仮設費率

(ケ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

この場合の共通仮設費の算定は、比率により算定する部分については、それぞれの敷地の工事ごとに、直接工事費に対する共通仮設費率により共通仮設費を算定し、積み上げによる共通仮設費を加算する。

なお、積み上げによる共通仮設費がある場合には、これをそれぞれの敷地の工事ごとの純工事費に加えた上で、それぞれの純工事費として区分するものとする。

(3) 現場管理費

(ア) 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事の補正

建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、以下の補正を行う。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを鉄骨以外の一般工事の工事原価に加えた上で、鉄骨工事の工事原価、鉄骨以外の一般工事の工事原価として区分する。

$$\text{現場管理費} = \{N_p(A) \times (J_o(AB) \times 0.6)\} + \{N_p(B) \times J_o(AB)\}$$

$N_p(A)$ …… 主体構造物に係わる鉄骨工事の純工事費
 $N_p(B)$ …… 鉄骨以外の一般工事の純工事費
 $J_o(AB)$ …… $(N_p(A) + N_p(B))$ に対応する現場管理費率

補正対象は以下とおりとする。

- S造及びSRC造(新築)、鉄骨による耐震改修工事
鋼材費、工場加工費、鉄骨運搬費、工場塗装、建て方費(揚重機械器具費を除く)、フラットデッキ(S造に限る)、鉄塔、その他鉄骨工事に付帯するもの等
- RC造(新築)
体育館、倉庫、格納庫等における屋根部の鉄骨工事費
(鉄骨階段、鉄骨庇、設備機器架台等を除く)

(イ) 現場管理費の算定対象外工事

建築工事の発注において、以下に示す費用を含めて発注する場合、これらの費用と一般工事の純工事費との合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、これらの費用については、現場管理費を算定しない。

- ・ 一般工事に仮庁舎等をリースで発注する場合のリース料
- ・ 湧水等の処分費用
- ・ 建設発生土処分費及び取り壊し発生材処分費等

$$\text{現場管理費} = N_p(A) \times J_o(AB)$$

$N_p(A)$ …… 上記工事を除く純工事費

$N_p(B)$ …… 上記工事の純工事費

$J_o(AB)$ …… $(N_p(A) + N_p(B))$ に対応する現場管理費率

(ウ) その他工事(公建)を一括して発注する場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事(公建)を含ませて発注する場合、一般工事とその他工事(公建)の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定し、その他工事(公建)ごとの純工事費に対応する現場管理費率によりその他工事(公建)の現場管理費を算定する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを一般工事の工事原価に加えた上で、一般工事の工事原価、その他工事(公建)の工事原価として区分する。

$$\text{現場管理費} = (N_p(A) \times J_o(AB)) + (N_p(B) \times 0.02) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

$N_p(A)$ …… 一般工事の純工事費

$N_p(B)$ …… その他工事の純工事費

$J_o(AB)$ …… $(N_p(A) + N_p(B))$ に対応する現場管理費率

(エ) 労務比率の著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、当該工事の純工事費に対応する現場管理費率に0.8を乗じて現場管理費を算定する。

(オ) 新営工事と改修工事の総合発注(一括発注)の場合

新営工事と改修工事を一括して発注する場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対するそれぞれの現場管理費率により、新営工事及び改修工事それぞれの現場管理費を算定し、積み上げによる現場管理費を加算する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これを主たる工事の工事原価に加えた上で、新営工事の工事原価、改修工事の工事原価として区分するものとする。

(カ) 総合発注(一括発注)の場合

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかを一括して発注する場合、比率により算定する部分は工事ごとの純工事費に対応する各工事の現場管理費率により算定する。

なお、各工事ごとに積み上げによる現場管理費がある場合は、これを各工事ごとの比率による工事原価に加えた上で、各工事ごとの工事原価として区分するものとする。

$$\text{現場管理費} = \sum (N_p(A_n) \times J_o(A_n)) + \text{積み上げによる現場管理費}$$

$N_p(A_n)$ …… 各工事の純工事費

$J_o(A_n)$ …… $N_p(A_n)$ に対応する現場管理費率

(キ) 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合

この場合の現場管理費の算定は、比率により算定する部分については、それぞれの敷地の工事ごとに、純工事費に対する現場管理費率により現場管理費を算定し、積み上げによる現場管理費を加算する。

なお、積み上げによる現場管理費がある場合には、これをそれぞれの敷地の工事ごとの工事原価に加えた上で、それぞれの工事原価として区分するものとする。

(4) 一般管理費等

(ア) 労務比率の著しく少ない設備工事

電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。

(イ) 総合発注(一括発注)工事の一般管理費等

この場合の一般管理費等の算定は、元請けとなる工事の一般管理費等率による。

公共住宅工事（建築担当局公営住宅課発注工事）における共通費率

共通仮設費率	
住一仮一1	<p>共通仮設費率(建築工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 $Kr = 2.61$</p> <p>1,000万円を超え、50億円以下 $Kr = 0.88 \times P^{0.1179}$</p> <p>50億円を超える $Kr = 5.42$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一2	<p>共通仮設費率(電気設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 4.41$</p> <p>300万円を超え、30億円以下 $Kr = 8.20 \times P^{-0.0776}$</p> <p>30億円を超える $Kr = 2.58$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一3	<p>共通仮設費率(機械設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 4.31$</p> <p>300万円を超え、30億円以下 $Kr = 7.30 \times P^{-0.0657}$</p> <p>30億円を超える $Kr = 2.74$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一4	<p>共通仮設費率(エレベーター設備工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 $Kr = 3.08$</p> <p>1,000万円を超え、5億円以下 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$</p> <p>5億円を超える $Kr = 2.07$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一5	<p>共通仮設費率(屋外整備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 6.75$</p> <p>300万円を超え、10億円以下 $Kr = 11.01 \times P^{-0.0612}$</p> <p>10億円を超える $Kr = 4.73$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一6	<p>共通仮設費率(テレビ電波障害防除工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 5.20$</p> <p>300万円を超え、5億円以下 $Kr = 26.39 \times P^{-0.2028}$</p> <p>5億円を超える $Kr = 1.84$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円)</p> <p>Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一仮一7	<p>共通仮設費率(その他工事(公住))</p> <p>$Kr = 1.00$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p>
現場管理費率	
住一現一1	<p>現場管理費率(建築工事)</p> <p>純工事費 1,000万円以下 $Jo = 8.55$</p> <p>1,000万円を超え、50億円以下 $Jo = 12.87 \times Np^{-0.0444}$</p> <p>50億円を超える $Jo = 6.49$</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
住一現一2	<p>現場管理費率(電気設備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 $Jo = 16.90$</p> <p>300万円を超え、30億円以下 $Jo = 32.71 \times Np^{-0.0825}$</p> <p>30億円を超える $Jo = 9.56$</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

住一現-3	現場管理費率(機械設備工事) 純工事費 300万円以下 Jo= 17.21 300万円を超え、30億円以下 Jo= 30.82 × Np ^{-0.0728} 30億円を超える Jo= 10.41 ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円) Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
住一現-4	現場管理費率(エレベーター設備工事) 純工事費 1,000万円以下 Jo= 3.98 1,000万円を超え、5億円以下 Jo= 15.10 × Np ^{-0.1449} 5億円を超える Jo= 2.26 ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円) Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
住一現-5	現場管理費率(屋外整備工事) 純工事費 300万円以下 Jo= 17.20 300万円を超え、10億円以下 Jo= 42.53 × Np ^{-0.1131} 10億円を超える Jo= 8.91 ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円) Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
住一現-6	現場管理費率(テレビ電波障害防除工事) 純工事費 300万円以下 Jo= 14.36 300万円を超え、5億円以下 Jo= 15.51 × Np ^{-0.0096} 5億円を超える Jo= 13.67 ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円) Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
住一現-7	現場管理費率(その他工事(公住)) Jo= 2.00 ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)
一般管理費等率	
住一般-1	一般管理費等率(建築工事、その他工事(公住)) 工事原価 500万円以下 Gp= 11.26 500万円を超え、30億円以下 Gp= 15.065 - 1.028 × log(Cp) 30億円を超える Gp= 8.41 ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円) Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
住一般-2	一般管理費等率(電気設備工事、テレビ電波障害防除工事) 工事原価 300万円以下 Gp= 11.80 300万円を超え、20億円以下 Gp= 17.286 - 1.577 × log(Cp) 20億円を超える Gp= 7.35 ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円) Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
住一般-3	一般管理費等率(機械設備工事、エレベーター設備工事) 工事原価 300万円以下 Gp= 11.20 300万円を超え、20億円以下 Gp= 15.741 - 1.305 × log(Cp) 20億円を超える Gp= 7.52 ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(千円) Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。
住一般-4	一般管理費等率(屋外整備工事) 工事原価 500万円以下 Gp= 14.38 500万円を超え、30億円以下 Gp= 31.63531 - 2.57651 × log(Cp) 30億円を超える Gp= 7.22 ただし、Gp:工事原価に対する一般管理費等率(%)、Cp:工事原価(円) Gpの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 ※ 屋外整備工事のみ、Cp(工事原価)の単位が(円)であることに注意。

公共建築工事（建築担当局公共建築課発注工事）における共通費率

共通仮設費率	
営一仮一1	<p>共通仮設費率(新営建築工事)</p> <p>直接工事費 1,000万円以下 $Kr = 4.14$</p> <p>1,000万円を超え、50億円以下 $Kr = 4.83 \times P^{-0.0168}$</p> <p>50億円を超える $Kr = 3.73$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一2	<p>共通仮設費率(改修建築工事)</p> <p>$Kr = 3.46$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p>
営一仮一3	<p>共通仮設費率(新営電気設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 4.03$</p> <p>300万円を超え、30億円以下 $Kr = 5.02 \times P^{-0.0273}$</p> <p>30億円を超える $Kr = 3.34$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一4	<p>共通仮設費率(改修電気設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 3.88$</p> <p>300万円を超え、3億円以下 $Kr = 11.93 \times P^{-0.1404}$</p> <p>3億円を超える $Kr = 2.03$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一5	<p>共通仮設費率(新営機械設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 3.99$</p> <p>300万円を超え、30億円以下 $Kr = 4.53 \times P^{-0.0158}$</p> <p>30億円を超える $Kr = 3.58$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一6	<p>共通仮設費率(改修機械設備工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 3.67$</p> <p>300万円を超え、3億円以下 $Kr = 6.39 \times P^{-0.0691}$</p> <p>3億円を超える $Kr = 2.67$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一7	<p>共通仮設費率(昇降機設備工事)</p> <p>直接工事費 1000万円以下 $Kr = 3.08$</p> <p>1000万円を超え、5億円以下 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$</p> <p>5億円を超える $Kr = 2.07$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一仮一8	<p>共通仮設費率(その他工事(公建))</p> <p>$Kr = 1.00$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)</p>
営一仮一9	<p>共通仮設費率(敷地造成工事)</p> <p>直接工事費 300万円以下 $Kr = 6.75$</p> <p>300万円を超え、10億円以下 $Kr = 11.01 \times P^{-0.0612}$</p> <p>10億円を超える $Kr = 4.73$</p> <p>ただし、Kr:直接工事費に対する共通仮設費率(%)、P:直接工事費(千円) Krの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

現場管理費率	
営一現一1	<p>現場管理費率(新営建築工事)</p> <p>純工事費 1000万円以下 Jo = 10.65</p> <p>1000万円を超え、50億円以下 Jo = 19.20 × Np^{-0.0640}</p> <p>50億円を超える Jo = 7.15</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一2	<p>現場管理費率(改修建築工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 Jo = 15.94</p> <p>300万円を超え、5億円以下 Jo = 66.54 × Np^{-0.1785}</p> <p>5億円を超える Jo = 6.39</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一3	<p>現場管理費率(新営電気設備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 Jo = 21.24</p> <p>300万円を超え、30億円以下 Jo = 67.75 × Np^{-0.1449}</p> <p>30億円を超える Jo = 7.81</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一4	<p>現場管理費率(改修電気設備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 Jo = 20.37</p> <p>300万円を超え、3億円以下 Jo = 117.91 × Np^{-0.2193}</p> <p>3億円を超える Jo = 7.42</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一5	<p>現場管理費率(新営機械設備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 Jo = 17.98</p> <p>300万円を超え、30億円以下 Jo = 57.59 × Np^{-0.1454}</p> <p>30億円を超える Jo = 6.59</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一6	<p>現場管理費率(改修機械設備工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 Jo = 18.34</p> <p>300万円を超え、3億円以下 Jo = 126.63 × Np^{-0.2413}</p> <p>3億円を超える Jo = 6.04</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一7	<p>現場管理費率(昇降機設備工事)</p> <p>純工事費 1000万円以下 Jo = 3.98</p> <p>1000万円を超え、5億円以下 Jo = 15.10 × Np^{-0.1449}</p> <p>5億円を超える Jo = 2.26</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一現一8	<p>現場管理費率(その他工事(公建))</p> <p>Jo = 2.00</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)</p>
営一現一9	<p>現場管理費率(敷地造成工事)</p> <p>純工事費 300万円以下 Jo = 17.20</p> <p>300万円を超え、10億円以下 Jo = 42.53 × Np^{-0.1131}</p> <p>10億円を超える Jo = 8.91</p> <p>ただし、Jo:純工事費に対する現場管理費率(%)、Np:純工事費(千円)</p> <p>Joの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>

一般管理費等率	
営一般-1	<p>一般管理費等率(建築工事、その他工事(公建))</p> <p>工事原価 500万円以下 $G_p = 11.26$</p> <p>500万円を超え、30億円以下 $G_p = 15.065 - 1.028 \times \log(C_p)$</p> <p>30億円を超える $G_p = 8.41$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%)、C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一般-2	<p>一般管理費等率(電気設備工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 $G_p = 11.80$</p> <p>300万円を超え、20億円以下 $G_p = 17.286 - 1.577 \times \log(C_p)$</p> <p>20億円を超える $G_p = 7.35$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%)、C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一般-3	<p>一般管理費等率(機械設備工事、昇降機設備工事)</p> <p>工事原価 300万円以下 $G_p = 11.20$</p> <p>300万円を超え、20億円以下 $G_p = 15.741 - 1.305 \times \log(C_p)$</p> <p>20億円を超える $G_p = 7.52$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%)、C_p: 工事原価(千円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p>
営一般-4	<p>一般管理費等率(敷地造成工事)</p> <p>工事原価 500万円以下 $G_p = 14.38$</p> <p>500万円を超え、30億円以下 $G_p = 31.63531 - 2.57651 \times \log(C_p)$</p> <p>30億円を超える $G_p = 7.22$</p> <p>ただし、G_p: 工事原価に対する一般管理費等率(%)、C_p: 工事原価(円)</p> <p>G_pの値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>※ 敷地造成工事のみ、C_p(工事原価)の単位が(円)であることに注意。</p>